保育教諭確保のための

幼稚園免許状取得支援事業

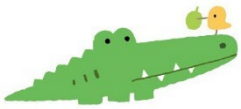

事業内容

施設に対して、雇用している保育士資格を有する方が、保育教諭となるために、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料等及び保育士の代替雇上費を補助します。

交付の対象となる施設（申請者）

福岡市内の
・認定こども園
・認定こども園への移行を予定している施設

補助の内容

養成施設の受講料

受講に要した経費の１/２が補助対象

上限額　１０万円

代替幼稚園教諭に伴う雇上費

１日当たり　上限額　8,440 円

養成施設において受講する幼稚園教諭が、当該施設に勤務していない期間（当人に給与を支給していること）に、新たに代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費

対象となる要件

・対象となる施設に勤務していること。
・令和８年４月１日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後、教育職員検定に合格すること（特例制度（★））により幼稚園教諭免許状を取得すること

★特例制度対象者

保育士資格を有し、保育士として３年かつ 4,320 時間以上の実務経験がある方

・幼稚園免許状の交付後、対象施設において勤務を開始し、１年間以上勤務すること。

実施する場合、実施計画書の提出が必要です。
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。
必要書類をお渡しします。



【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課　指導第2係
TEL（092）711−4262

令和８年 10 月作成